

## 森林整備事業等に係る入札閲覧設計書に関する質問回答等取扱要領

### 1 目的

この要領は、農林水産部、地方事務所（東部農林事務所八頭事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、西部総合事務所日野振興センターをいう。）が所管する森林整備事業（植栽、下刈、枝打ち、間伐等の施業をいう。）及び松くい虫駆除事業（以下「森林整備事業等」という。）の執行について、入札契約手続における透明性、公平性を図る観点から、入札閲覧設計書に関する質問書の提出及び質問書の回答等に関する必要な手続を定めることを目的とする。

### 2 定義

この要領において使用する用語の意義は、鳥取県森林整備事業等事務取扱要綱（平成18年5月22日付第200600016713号鳥取県農林水産部長通知）で使用する用語の例による。

### 3 対象事業

原則として、全ての森林整備事業等について適用するが、閲覧期間の極めて短いもの等、この要領によることが適当でないと考えられるものは対象から除くことができる。

### 4 質問書の提出

入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札閲覧設計書（設計書、図面、仕様書、現場説明書等）に関して質問がある場合は、次に定めるところにより質問書を提出することができるものとする。

#### (1) 提出方法

様式1の書面（用紙は、閲覧場所に備え付けておくものとする。）を各発注機関に提出すること。

#### (2) 提出期限

調達公告にあらかじめ定める期限（以下「質問提出期限」という。以下同じ。）までとする。ただし、随意契約による業務の場合にあっては、入札日から4日（鳥取県の休日を含める条例（平成元年鳥取県条例第5号）第1条に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）前までとする。

### 5 質問への回答

#### (1) 質問回答書の作成

質問書の受領後は、当該森林整備事業等の発注機関の長が様式2の1により質問回答書を農林水産部森林・林業振興局林政企画課長へ報告するものとする。ただし、6のただし書きに規定する場合は、様式2の2により入札参加予定者へ回答するものとする。

なお、類似する複数の質問書については、一括して回答できるものとする。

#### (2) 質問への非回答

質問提出期限を過ぎて提出された質問には回答しない。

### 6 回答方法等

質問への回答期限は、質問提出期限の日の翌日から起算して2日（休日を除く。）以内とし、インターネットの県のホームページ（以下「県のHP」という。）において回答書の掲載をするものとする。ただし、4の(2)のただし書きに規定する場合又は県のHPの回答により難しい場合は、入札参加者に対し、郵送、ファクシミリ等で質問回答書を送付することにより行うものとする。

### 7 質問回答書の取扱い

質問回答書は、契約図書の一部として扱われるものであり、入札後、その要旨をまとめる

等のうえで現場説明書に添付するとともに、決裁設計書に添付し保管すること。

#### 8 事業主管課との協議

質問書の回答について疑義が生じた場合は、本庁事業主管課に速やかに協議のこと。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成25年8月29日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成26年3月25日から施行し、平成26年4月1日から適用する。